

**佐倉市八街市酒々井町消防組合
公共施設等総合管理計画**

平成 29 年 12 月

佐倉市八街市酒々井町消防組合

公共施設等総合管理計画 目次

第 1 章 計画策定の背景・目的	1
1-1. 背景と目的	1
1-2. 計画の位置付け	1
1-3. 総合管理計画で対象とする公共施設等	2
1-4. 計画期間	2
第 2 章 佐倉市八街市酒々井町消防組合の現況	3
2-1. 公共施設等の状況	3
(1) 管内及び消防署等の配置状況	3
(2) 保有する公共施設等	4
2-2. 現状の消防力	5
(1) 消防力の現状	5
(2) 職員の状況	6
第 3 章 管内人口の現況と課題	7
3-1. 管内人口の推移	7
3-2. 将来人口の推計	8
3-3. 将来の消防需要と必要な職員数の推計	9
第 4 章 財政の現況と課題、中長期的な施設の更新費用	14
4-1. 歳入・歳出の実績及び財政の見通し	14
(1) 歳入の状況	14
(2) 歳出の状況	15
4-2. 中長期的な施設の更新費用	16
(1) 試算条件	16
(2) 更新費用の試算結果	16

第 5 章 消防施設の管理に係る基本的な方針	18
5-1. 消防施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	18
5-2. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	20
(1) 消防施設の現状と課題	20
(2) 維持・管理方針	20

第1章 計画策定の背景・目的

1-1. 背景と目的

わが国では、高度経済成長期の急激な人口の増加に対応して、多くの公共施設やインフラ施設が整備されてきました。今後、これらの施設の大規模改修や建替え等の更新時期が一斉に到来するといった大きな課題が生じます。

地方自治体においては、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少や、高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増大など厳しい財政状況に置かれ、今ある施設を同規模で維持し続けることは困難なことが予測されます。

これらの課題に対応するにあたり、佐倉市八街市酒々井町消防組合（以下「消防組合」という。）を構成する佐倉市、八街市及び酒々井町では、所有・管理する公共施設等（建物・インフラ施設）の今後の維持管理に関する基本的な方針となる「佐倉市公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）」、「八街市公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）」、「酒々井町公共施設等総合管理計画（平成28年3月策定）」を策定しています。

消防組合においても、消防本部、消防署及び出張所等の施設について、今後の維持管理に関する基本的な方針の策定が急務となっています。

そこで、消防組合では、平成26（2014）年4月に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（以下「国の指針」という。）に基づき、「佐倉市八街市酒々井町消防組合公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

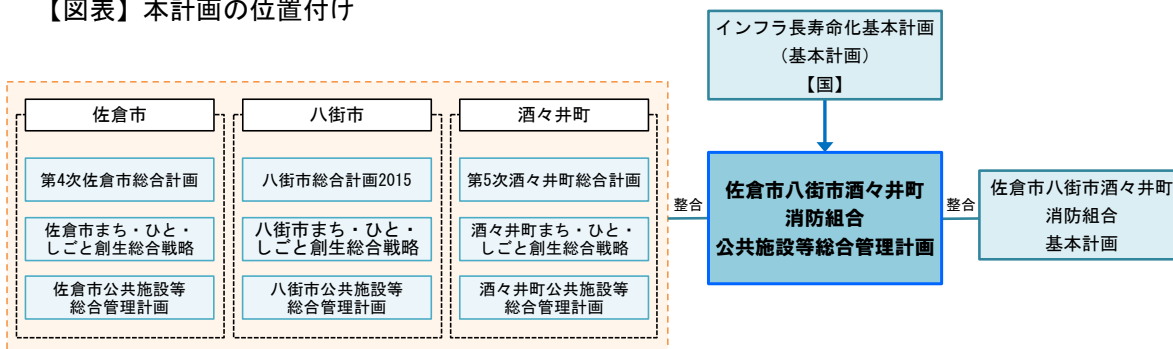
1-2. 計画の位置付け

本計画は、国のインフラ長寿命化基本計画（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する省庁連絡会議決定）に基づく行動計画にあたります。

本計画に基づき、消防組合の維持管理する消防施設等の総合的かつ計画的な管理や活用に関する基本方針を定めるものとします。

なお、本計画の策定にあたっては消防組合の基本計画及び構成市町で策定済みの関連計画との整合を図り、財政負担の平準化により持続可能な計画を策定しようとするものです。

【図表】本計画の位置付け



1-3. 総合管理計画で対象とする公共施設等

本計画において対象とする施設は、消防組合が維持管理する以下の施設とします。

■消防本部（1）・消防署（4）

消防本部、佐倉消防署、志津消防署、八街消防署、酒々井消防署

■出張所（5）

佐倉消防署神門出張所、佐倉消防署臼井出張所、佐倉消防署角来出張所

志津消防署志津南出張所、八街消防署八街南部出張所

1-4. 計画期間

本計画は、国の指針を踏まえ、また、構成市町の公共施設等総合管理計画との整合を図るため、平成30年度から平成59年度までの30年間とします。

ただし、人口動態や社会環境など消防需要の変化へ柔軟に対応できるよう、計画期間内であっても必要に応じて適宜見直しを行っていくものとします。

【対象期間】

- ・平成30年度から平成59年度までの30年間

【期間設定の理由】

- ・国の指針において、計画期間は、少なくとも10年以上とされているため。
- ・消防組合を構成する佐倉市、八街市及び酒々井町の公共施設等総合管理計画の計画期間は、40年間及び30年間であるため。

第2章 佐倉市八街市酒々井町消防組合の現況

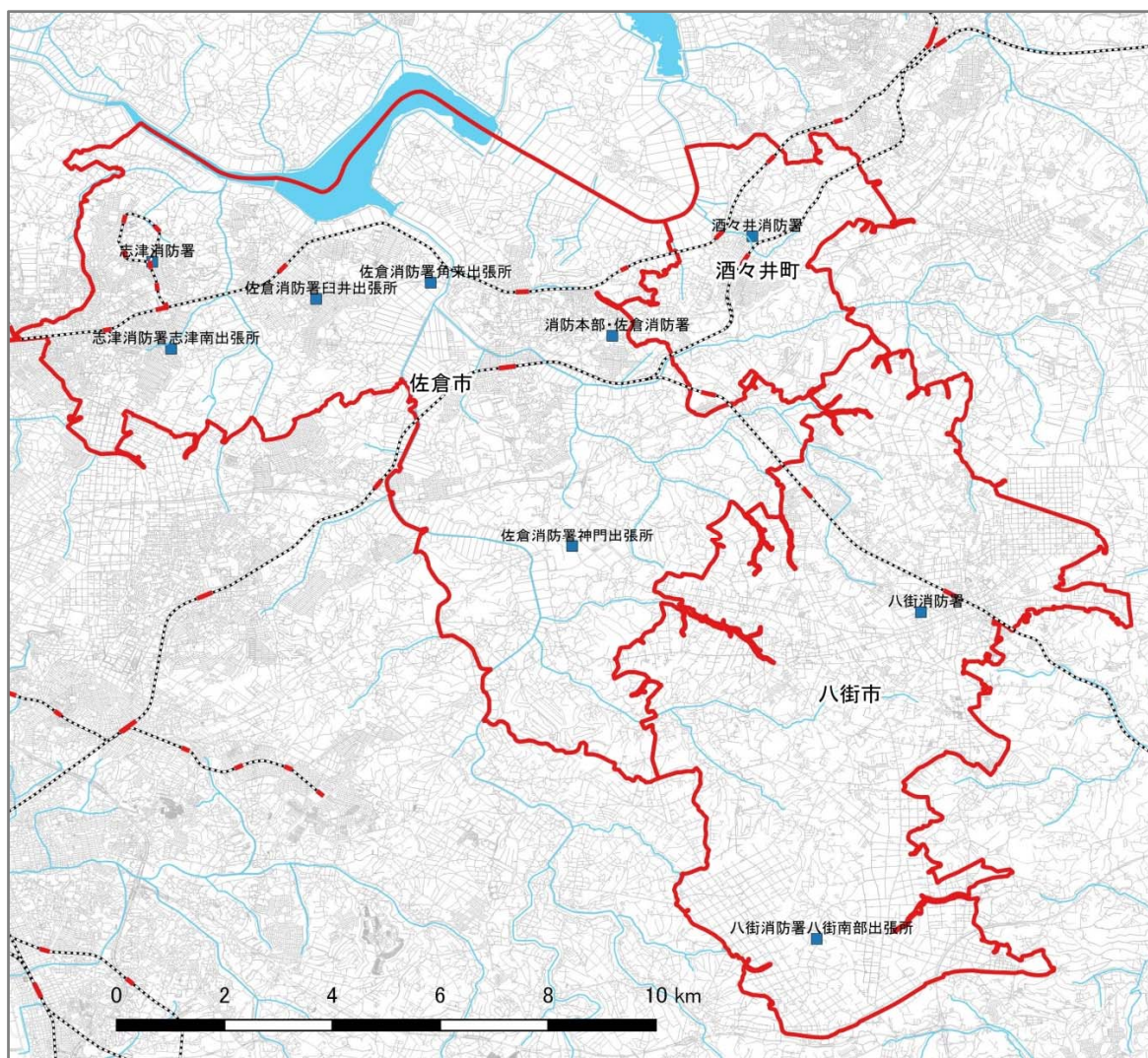
2-1. 公共施設等の状況

(1) 管内及び消防署等の配置状況

消防組合の管轄する区域は、2市1町（佐倉市、八街市及び酒々井町）の行政区域内となっています。

管理する消防施設は、佐倉市に1本部、2署、4出張所、八街市に1署、1出張所、酒々井町に1署を配置しています。

【図表】管内及び消防署等の配置状況



(2) 保有する公共施設等

消防組合管内の消防施設は、9箇所（1本部、4署、5出張所）、棟数は15棟、建築面積は6,265㎡、延床面積は11,902㎡、総敷地面積は18,067㎡となっています。

その他に消防本部・佐倉消防署の付帯施設として、防火水槽が1箇所あります。

土地建物の所有状況は、土地は市町が所有しており、建物は志津消防署のみが佐倉市でその他は消防組合が所有しています。

【図表】保有する公共施設等の状況

施設名称	所在地	棟別	構造	階数	建築面積 (㎡)		延床面積 (㎡)		敷地面積 (㎡)	建築年	経過年数	所有状況	
												土地	建物
1 消防本部・佐倉消防署	佐倉市 大蛇町281	① 庁舎	SRC	4	1,705	2,556	5,164	6,015	5,719	H14	15年	佐倉市	組合
		② 防災備蓄倉庫及び調査分析室	RC	1	552		552			H14	15年		
		③ 車庫	S	1	289		289			H14	15年		
		④ 危険物庫	RC	1	10		10			H14	15年		
		- 防火水槽	RC	-	貯水容量 40㎡		H14	15年					
2 佐倉消防署 神門出張所	佐倉市 神門642-4	① 庁舎	S	1	237	244	228	234	1,975	S54	38年	佐倉市	組合
		救急洗濯機置場	アルミ材	1	6		6			H20	9年		
3 佐倉消防署 臼井出張所	佐倉市 染井野3-1-5	① 庁舎	RC	2	448	448	995	995	1,635	H6	23年	佐倉市	組合
		訓練棟	RC	5						H6	23年		
4 佐倉消防署 角来出張所	佐倉市 角来1730	① 庁舎	RC	2	679	679	975	975	2,243	S49	43年	佐倉市	組合
5 志津消防署	佐倉市 ユーカーが丘 1-1-28	① 庁舎	RC	2	450	450	614	614	1,651	S58	34年	佐倉市	佐倉市
6 志津消防署 志津南出張所	佐倉市 中志津3-35-1	① 庁舎	RC	2	487	487	931	931	1,463	H7	22年	佐倉市・組合	組合
7 八街消防署	八街市 八街ほ584-2	① 事務室・車庫棟	RC	2	244	543	407	930	1,079	S47	45年	八街市	組合
		② 仮眠室・車庫棟	S	2	239		463			H24	5年		
		③ 食堂棟	S	1	60		60			H4	25年		
8 八街消防署 八街南部出張所	八街市 上砂48-20	① 庁舎	S	1	230	250	219	239	991	S52	40年	八街市	組合
		救急洗濯機置場	アルミ材	1	5		5			H20	9年		
		② 車庫	プレハブ	1	15		15			H10	19年		
9 酒々井消防署	印旛郡酒々井町 上岩橋1168-1	① 庁舎	RC	2	423	609	610	969	1,311	S49	43年	酒々井町	組合
		仮眠室・車庫棟	S	2	186		358			H27	2年		
計					6,265		11,902		18,067				

2-2. 現状の消防力

(1) 消防力の現状

消防組合の消防力は、庁舎（消防署所数）においては基準消防力 11 署所に対して現有消防力 9 署所で、充足率は 81.8%です。

次に消防車両等の充足率については、消防ポンプ自動車（署所管理分）が充足率 84.2%、はしご自動車、救急自動車、救助工作車、指揮車、非常用消防ポンプ自動車、非常用救急自動車は充足率 100%で、化学消防車の充足率が 150%となっています。

消防職員については、基準人員 425 人に対して現有人員は 380 人^{*}で、充足率は 89.4%となっています。

※再任用職員を含む人数

【図表】消防力の現状

施設等		区分	全体	
署所		算定数(A)	11	署所
		整備数(B)	9	署所
		(B)／(A)	81.8	%
消防ポンプ自動車 (署所管理分)		算定数(A)	19	台
		整備数(B)	16	台
		(B)／(A)	84.2	%
はしご自動車		算定数(A)	2	台
		整備数(B)	2	台
		(B)／(A)	100	%
化学消防車		算定数(A)	2	台
		整備数(B)	3	台
		(B)／(A)	150	%
救急自動車		算定数(A)	11	台
		整備数(B)	11	台
		(B)／(A)	100	%
救助工作車		算定数(A)	2	台
		整備数(B)	2	台
		(B)／(A)	100	%
指揮車		算定数(A)	1	台
		整備数(B)	1	台
		(B)／(A)	100	%
非常用消防ポンプ自動車		算定数(A)	2	台
		整備数(B)	2	台
		(B)／(A)	100	%
非常用救急自動車		算定数(A)	2	台
		整備数(B)	2	台
		(B)／(A)	100	%
消防職員	現有台数に 対する人員	算定数(A)	425	人
		現員数(B)	380	人
		(B)／(A)	89.4	%

(資料：消防施設整備計画実態調査 平成 27 年 4 月 1 日現在)

(2) 職員の状況

消防組合の平成29年度の職員数（実員）は、平成20年以降一定の人数で372人となっています。

また、職員の年齢構成では、20歳代以下と40歳代は概ね一定数で推移していますが、30歳代は減少傾向、50歳代は増加傾向で推移しています。

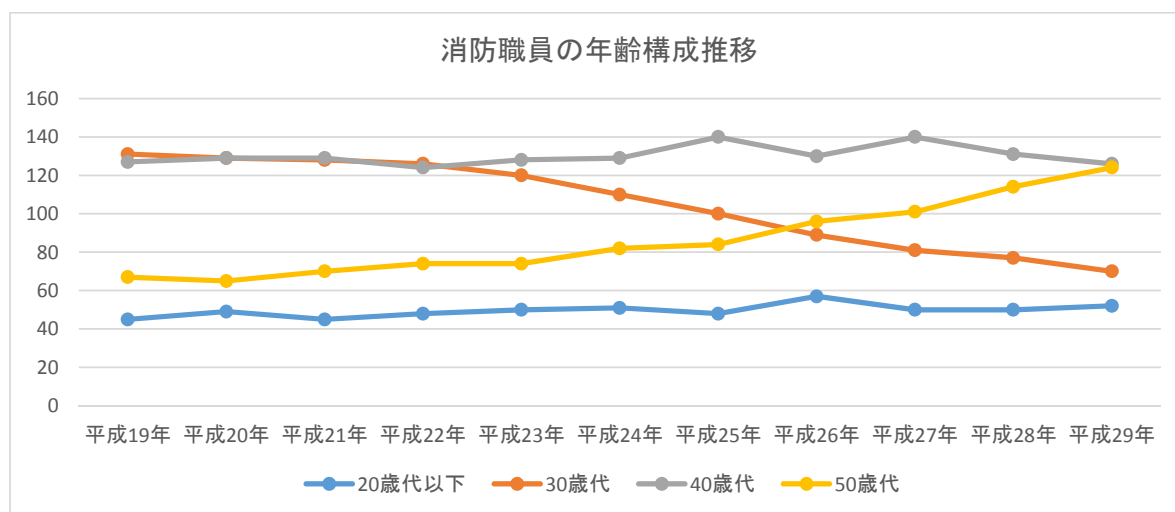
【図表】職員数の推移

消防職員の年齢構成推移

(各年4月1日現在)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
20歳代以下	45	49	45	48	50	51	48	57	50	50	52
30歳代	131	129	128	126	120	110	100	89	81	77	70
40歳代	127	129	129	124	128	129	140	130	140	131	126
50歳代	67	65	70	74	74	82	84	96	101	114	124
60歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	370	372	372	372	372	372	372	372	372	372	372

(注)佐倉市併任職員3名を除く。



第3章 管内人口の現況と課題

3-1. 管内人口の推移

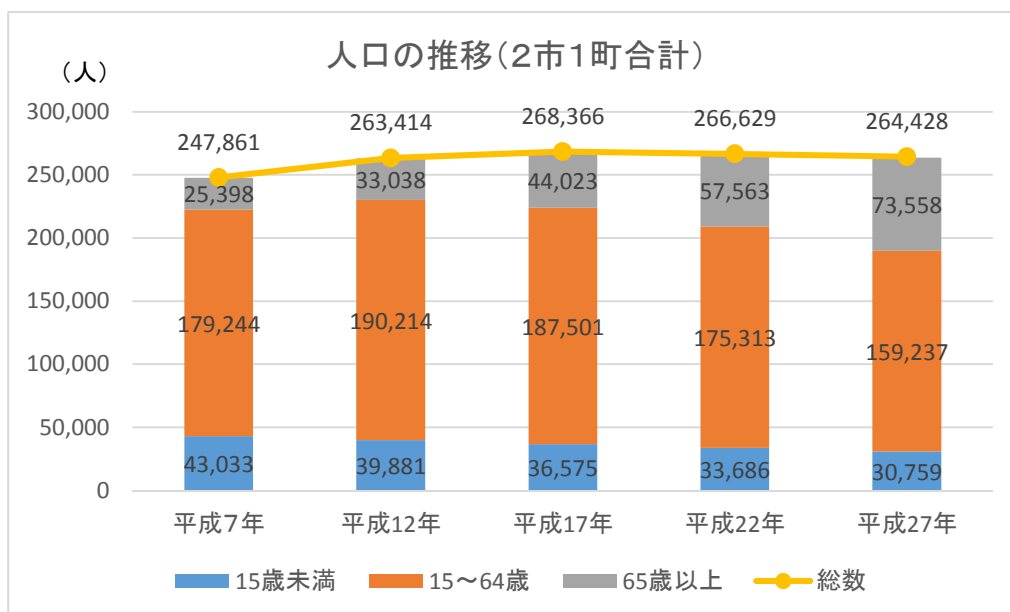
消防組合管内における人口の総数は、平成17年の26万8,000人をピークに減少傾向にあり、平成27年では26万4,000人となっています。

年齢3区分では、15歳未満の年少人口は一貫して減少傾向、15歳から64歳の生産年齢人口は平成12年をピークに減少傾向、65歳以上の老年人口は一貫して増加傾向となっており、少子高齢化が進んでいます(千葉県における平成27年の老年人口の割合25.5%を超えています)。

【図表】人口の推移

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	割合
佐倉市	15歳未満	26,786	24,445	22,138	21,454	20,505	11.9%
	15～64歳	119,288	124,715	119,791	112,223	102,334	59.2%
	65歳以上	16,437	21,627	29,138	38,498	49,464	28.6%
	計	162,624	170,934	171,246	172,183	172,739	100.0%
八街市	15歳未満	13,285	13,138	11,815	9,526	7,778	11.0%
	15～64歳	44,987	50,530	52,352	49,239	44,540	63.0%
	65歳以上	6,943	8,886	11,480	14,447	18,124	25.6%
	計	65,218	72,595	75,735	73,212	70,734	100.0%
酒々井町	15歳未満	2,962	2,298	2,622	2,706	2,476	11.8%
	15～64歳	14,969	14,969	15,358	13,851	12,363	59.0%
	65歳以上	2,018	2,525	3,405	4,618	5,970	28.5%
	計	20,019	19,885	21,385	21,234	20,955	100.0%
2市1町	15歳未満	43,033	39,881	36,575	33,686	30,759	11.6%
	15～64歳	179,244	190,214	187,501	175,313	159,237	60.2%
	65歳以上	25,398	33,038	44,023	57,563	73,558	27.8%
	総数	247,861	263,414	268,366	266,629	264,428	100.0%

※計及び総数は、年齢「不詳」を含む。



(資料：各年国勢調査)

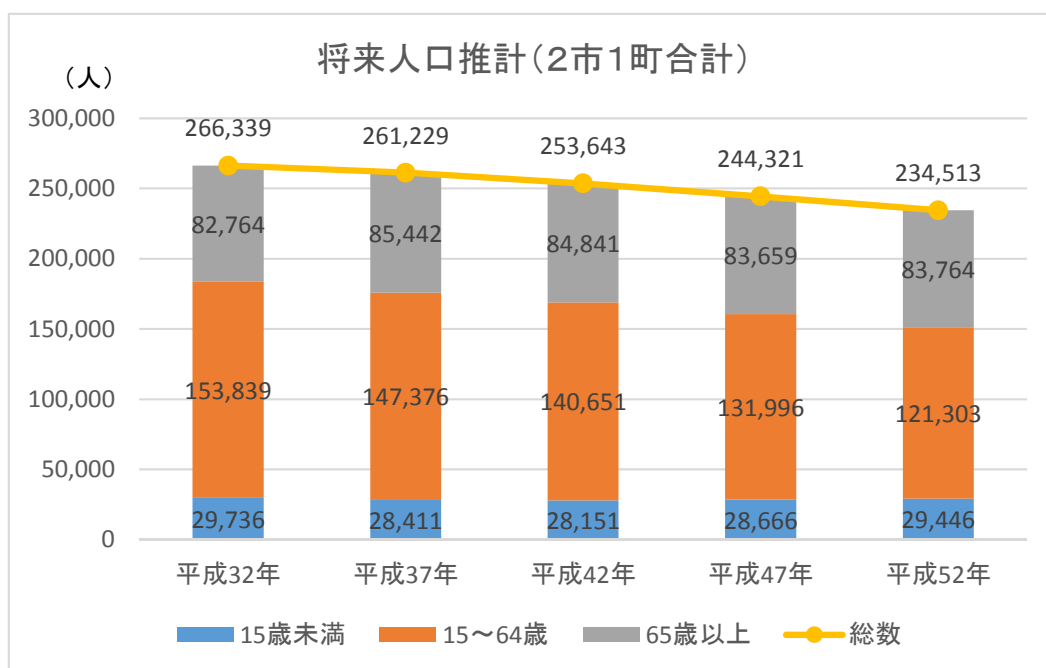
3-2. 将来人口の推計

消防組合管内における将来人口の総数は、今後も減少が続き、平成 52 年には 23 万 4,000 人（平成 27 年から約 3 万人減少、-11.3%）になると推計されています。

年齢 3 区分では、15 歳未満の年少人口は平成 42 年まで減少しその後は増加傾向、15 歳から 64 歳の生産年齢人口は一貫して減少傾向となり、65 歳以上の老年人口は平成 37 年まで増加し、その後は 8 万 3,000 人から 8 万 4,000 人を推移して、平成 52 年の高齢化率は 35.7%に達すると推計されています。

【図表】 将来人口の推移

		平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	割合
佐倉市	15歳未満	20,706	20,358	20,670	21,639	22,807	14.0%
	15～64歳	101,052	98,280	95,428	90,919	84,876	52.1%
	65歳以上	55,216	56,862	56,154	55,189	55,226	33.9%
	計	176,974	175,500	172,252	167,747	162,909	100.0%
八街市	15歳未満	6,616	5,696	4,950	4,455	4,065	7.7%
	15～64歳	40,615	37,014	33,478	29,807	25,965	49.3%
	65歳以上	21,137	22,373	22,849	22,822	22,596	43.0%
	計	68,368	65,083	61,277	57,084	52,626	100.0%
酒々井町	15歳未満	2,414	2,357	2,531	2,572	2,574	13.6%
	15～64歳	12,172	12,082	11,745	11,270	10,462	55.1%
	65歳以上	6,411	6,207	5,838	5,648	5,942	31.3%
	計	20,997	20,646	20,114	19,490	18,978	100.0%
2市1町	15歳未満	29,736	28,411	28,151	28,666	29,446	12.6%
	15～64歳	153,839	147,376	140,651	131,996	121,303	51.7%
	65歳以上	82,764	85,442	84,841	83,659	83,764	35.7%
	総数	266,339	261,229	253,643	244,321	234,513	100.0%



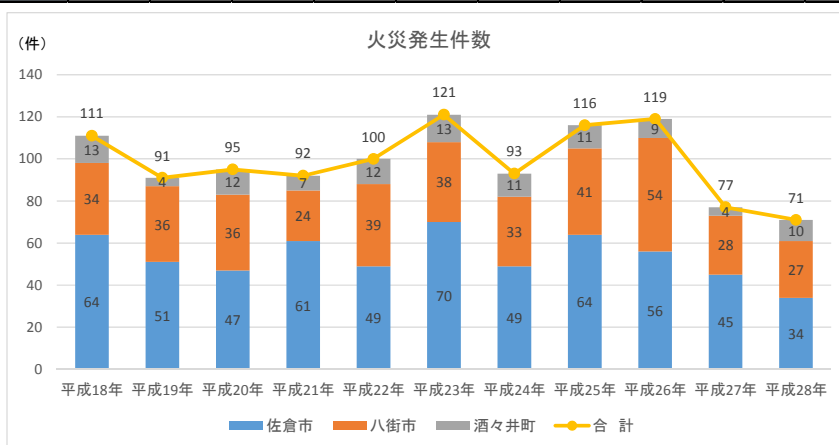
(資料：佐倉市と酒々井町は人口ビジョン、八街市は国立社会保障・人口問題研究所 『日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）』)

3-3. 将来の消防需要の推計

消防組合管内における年間の火災発生件数は、平成18年から平成26年までは、約90件から120件で推移していましたが、平成28年では71件に減少しています。

【図表】火災発生件数

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
佐倉市	64	51	47	61	49	70	49	64	56	45	34
八街市	34	36	36	24	39	38	33	41	54	28	27
酒々井町	13	4	12	7	12	13	11	11	9	4	10
合計	111	91	95	92	100	121	93	116	119	77	71

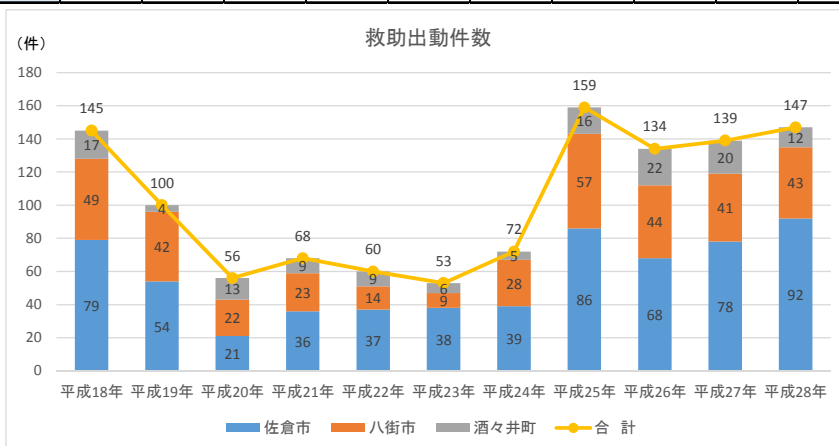


(資料：消防年報 -平成29年度-)

救助出動件数は、平成18年から平成20年にかけて減少し、その後は平成24年までは53件から72件の間で推移していましたが、平成25年以降は「ちば消防共同指令センターシステム」の導入により、救助出動の基準が変わったことから出動件数が増加し、約130件から150件で推移しています。

【図表】救助出動件数

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
佐倉市	79	54	21	36	37	38	39	86	68	78	92
八街市	49	42	22	23	14	9	28	57	44	41	43
酒々井町	17	4	13	9	9	6	5	16	22	20	12
合計	145	100	56	68	60	53	72	159	134	139	147

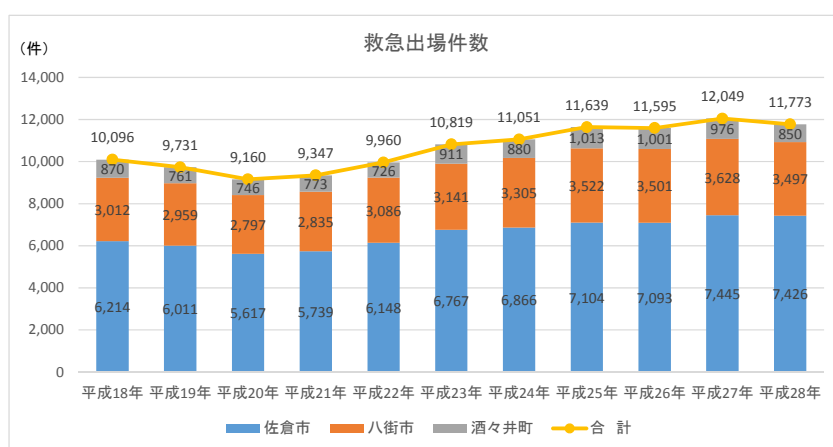


(資料：消防年報 -平成29年度-)

救急出場件数は、平成18年から平成20年までは減少傾向にありましたが、平成21年以降は概ね増加傾向であり、平成27年には1万2,000件を超えています。平成20年と平成28年を比較すると、年間で約2,600件の増加(+28.5%)、1日平均では約25件から約32件と大幅な増加となっています。

【図表】救急出場件数

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
佐倉市	6,214	6,011	5,617	5,739	6,148	6,767	6,866	7,104	7,093	7,445	7,426
八街市	3,012	2,959	2,797	2,835	3,086	3,141	3,305	3,522	3,501	3,628	3,497
酒々井町	870	761	746	773	726	911	880	1,013	1,001	976	850
合計	10,096	9,731	9,160	9,347	9,960	10,819	11,051	11,639	11,595	12,049	11,773



(資料：消防年報 -平成29年度-)

なお、救急出場件数は、火災発生件数と救助出動件数に比べて圧倒的に多く、出動件数等の大部分を占める状況となっています。

一方、平成28年における年齢区分別の救急搬送の状況では、高齢者（満65歳以上）の割合は57.7%と約6割を占めています。

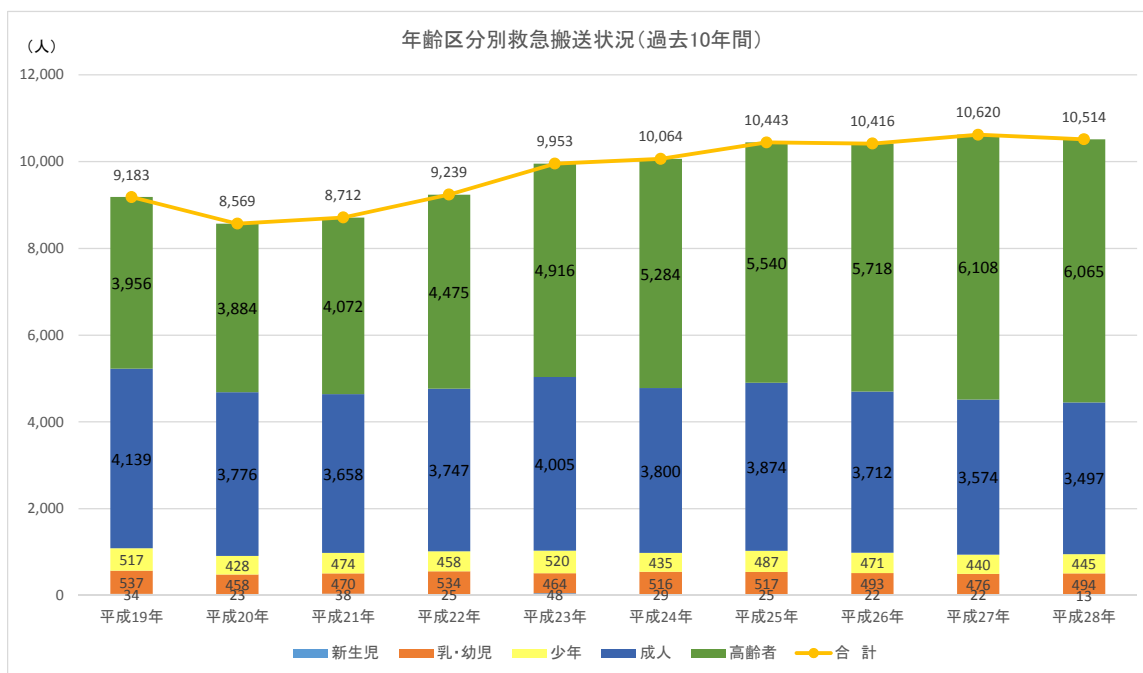
65歳以上の老年人口は、「3-2. 将来人口の推計」で見たように、今後20年間で約7,500人から9,500人の増加が見込まれることから、当面は救急搬送の件数が増加することが想定されます。

【図表】年齢区分別救急搬送状況(平成28年)

事故種別 年齢区分	火災	自然災害	水難	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計	割合
新生児	0	0	0	0			1	0		2	10	13	0.1%
乳・幼児	1	0	0	36		0	143	0	0	296	18	494	4.7%
少年	3	0	0	134	1	65	76	5	2	152	7	445	4.2%
成人	6	0	0	663	114	18	286	37	62	2,109	202	3,497	33.3%
高齢者	3	0	0	262	23	1	1,046	12	17	4,240	461	6,065	57.7%
合計	13	0	0	1,095	138	84	1,552	54	81	6,799	698	10,514	100.0%

※新生児：生後28日未満の者
 ※乳・幼児：生後28日以上7歳未満の者
 ※少年：満7歳以上18歳未満の者
 ※成人：満18歳以上65歳未満の者
 ※高齢者：満65歳以上の者

【図表】年齢区分別救急搬送状況(過去10年間)



次に、火災、救急といった消防需要の中では、救急出場件数が大部分を占めているため、今後、消防組合の対応すべき活動数は、救急搬送の将来推計による概ねの傾向を把握することとします。

なお、将来推計にあたっては、国勢調査の調査年である平成27年を現況として行うこととします。

消防組合管内における平成27年の救急搬送率^{※1}は、高齢者の割合が最も高く2.3%となっています。

※1：救急搬送率 = 年間の搬送人員 ÷ 当該年の人口

【図表】平成27年における救急搬送状況

	総人口 (人)	新生児から少年 (0歳～17歳)			成人 (18歳～64歳)			高齢者 (65歳以上)			人員 (人)
		人員 (人)	構成比 (%)	救急搬送率 (%)	人員 (人)	構成比 (%)	救急搬送率 (%)	人員 (人)	構成比 (%)	救急搬送率 (%)	
平成27年	264,428	938	15.5%	0.4%	3,574	56.4%	1.4%	6,108	27.8%	2.3%	10,620

また、平成27年における年齢区分別の救急搬送率^{※2}では、高齢者の割合が最も高く8.3%となっています。

※2：年齢区分別の救急搬送率 = 年間の年齢区分搬送人員 ÷ 当該年の年齢区分人口

【図表】平成27年における年齢区分別の救急搬送率

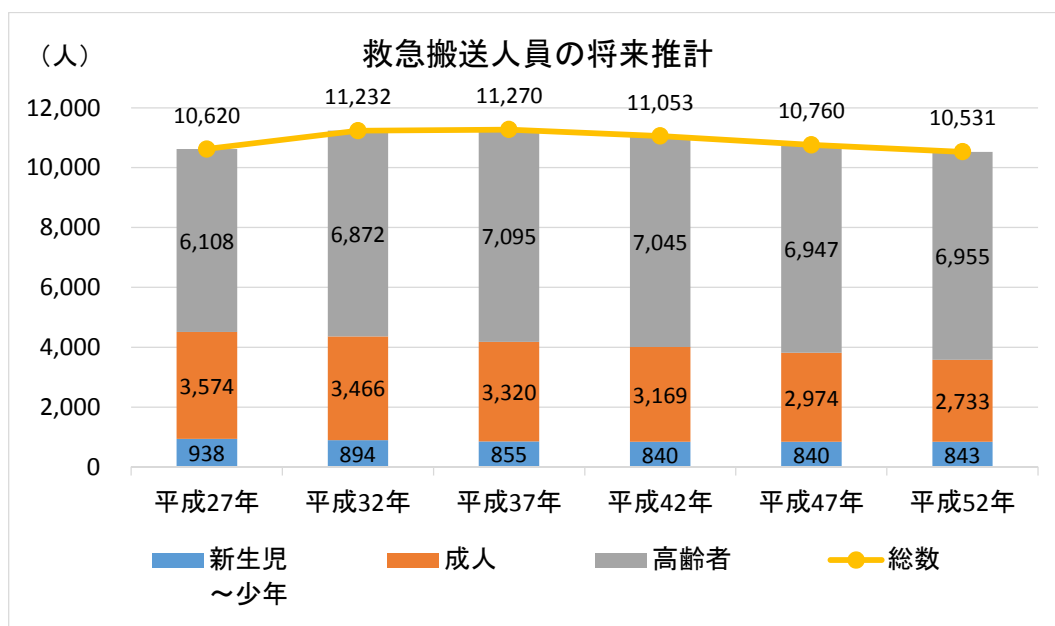
	新生児から少年 (0歳～17歳)	成人 (18歳～64歳)	高齢者 (65歳以上)
救急搬送率	2.3%	2.4%	8.3%

本推計においては、上記の平成27年における年齢区分別の救急搬送率と、前述の構成市町における将来人口推計から、「平成22年度 救急業務高度化推進検討会報告書（総務省消防庁）」に示された「救急搬送の将来推計」の手法を用いて、将来の救急搬送人員を予測します。

年齢区分別の救急搬送率と将来推計人口から、将来の救急搬送人員を推計すると、新生児から少年と成人の人員は概ね減少傾向となるものの、高齢者では平成37年まで増加傾向となり平成42年以降は概ね7,000人で推移し、全体としては当面は同程度に推移するものと予測されました。

【図表】救急搬送人員の将来予測

	予想 総人口 (人)	新生児から少年 (0歳～17歳)			成人 (18歳～64歳)			高齢者 (65歳以上)			予想 人員 (人)
		予想 人員 (人)	構成比 (%)	救急 搬送率 (%)	予想 人員 (人)	構成比 (%)	救急 搬送率 (%)	予想 人員 (人)	構成比 (%)	救急 搬送率 (%)	
平成32年	266,339	894	14.6%	0.3%	3,466	54.3%	1.3%	6,872	31.1%	2.6%	11,232
平成37年	261,229	855	14.3%	0.3%	3,320	53.0%	1.3%	7,095	32.7%	2.7%	11,270
平成42年	253,643	840	14.4%	0.3%	3,169	52.1%	1.2%	7,045	33.4%	2.8%	11,053
平成47年	244,321	840	15.0%	0.3%	2,974	50.8%	1.2%	6,947	34.2%	2.8%	10,760
平成52年	234,513	843	15.7%	0.4%	2,733	48.6%	1.2%	6,955	35.7%	3.0%	10,531



このように、消防組合において当面は、現状と同程度の消防需要が見込まれることから、これに充分対処できるよう、消防施設の整備及び職員数の維持が必要と考えられます。

第4章 財政の現状と課題、中長期的な施設の更新費用

4-1. 歳入・歳出の実績及び財政の見通し

(1) 歳入の状況

消防組合における過去10年間の年度別歳入総額は、約41億円から約46億円で推移しています。

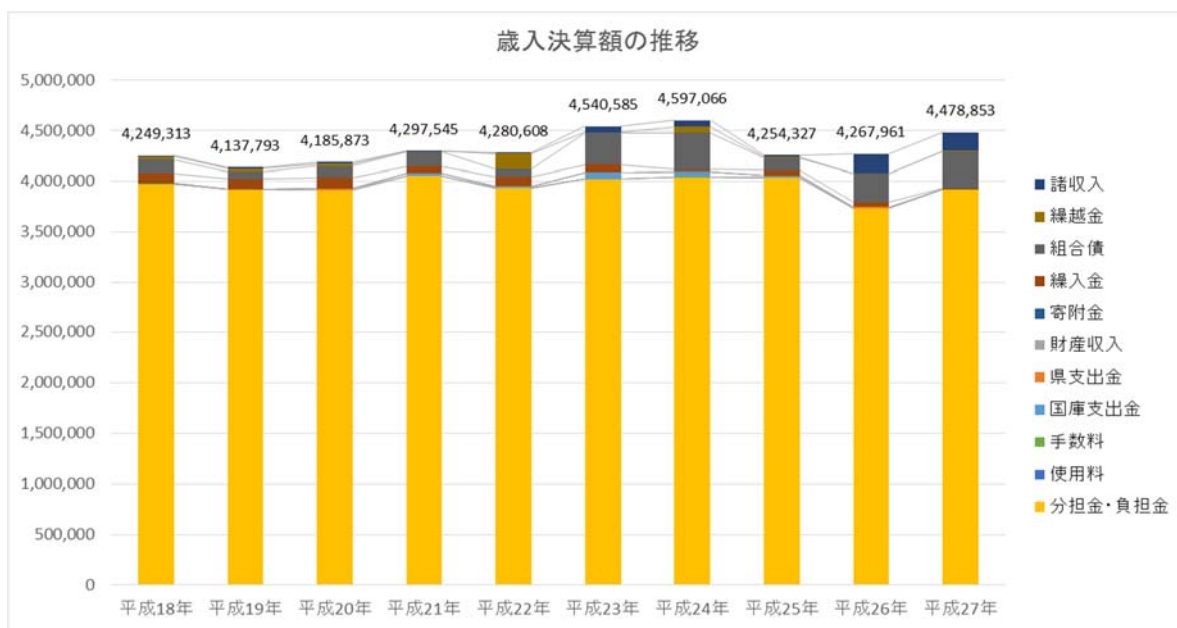
そのうち構成市町からの分担金が約39億円から約40億円となっており、歳入全体の88%から95%を占めています。

平成23年度から平成27年度にかけては、庁舎等の耐震改修及び増築工事に伴う起債等により約2億円から3億円程度の増額がありました。

今後、消防組合管内の総人口及び生産年齢人口の減少に伴う構成市町の税収の減少により、歳入が減少することが想定されます。

【図表】歳入決算の推移(年度別)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
分担金・負担金	3,970,700	3,917,799	3,910,612	4,050,378	3,934,443	4,020,077	4,040,579	4,034,530	3,732,944	3,918,159
使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
手数料	2,414	3,071	1,868	1,698	684	1,590	1,375	2,008	1,647	1,640
国庫支出金	0	0	0	24,546	13,680	61,700	53,352	18,937	0	0
県支出金	4,048	0	15,512	0	0	0	0	0	12,634	0
財産収入	38	877	381	300	131	128	116	23	561	858
寄附金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金	100,000	100,000	105,000	67,000	95,010	80,000	20,000	49,000	44,000	8,876
組合債	136,400	72,200	114,600	144,000	75,900	313,100	359,600	124,700	286,200	364,200
繰越金	27,194	28,353	22,347	3,397	150,148	1,009	57,716	7,175	0	5,392
諸収入	8,519	15,493	15,554	6,226	10,612	62,982	64,329	17,954	189,975	179,728
合計	4,249,313	4,137,793	4,185,873	4,297,545	4,280,608	4,540,585	4,597,066	4,254,327	4,267,961	4,478,853



(2) 歳出の状況

消防組合における過去10年間の年度別歳出総額は、約41億円から約46億円で推移しています。

そのうち人件費が約31億円から約34億円となっており、歳出全体の73%から83%を占めています。

公債費は、毎年3億円程度が充てられており、今後数年は同程度の歳出が見込まれていますが、その後は徐々に償還が完了することにより減少する見込みです。

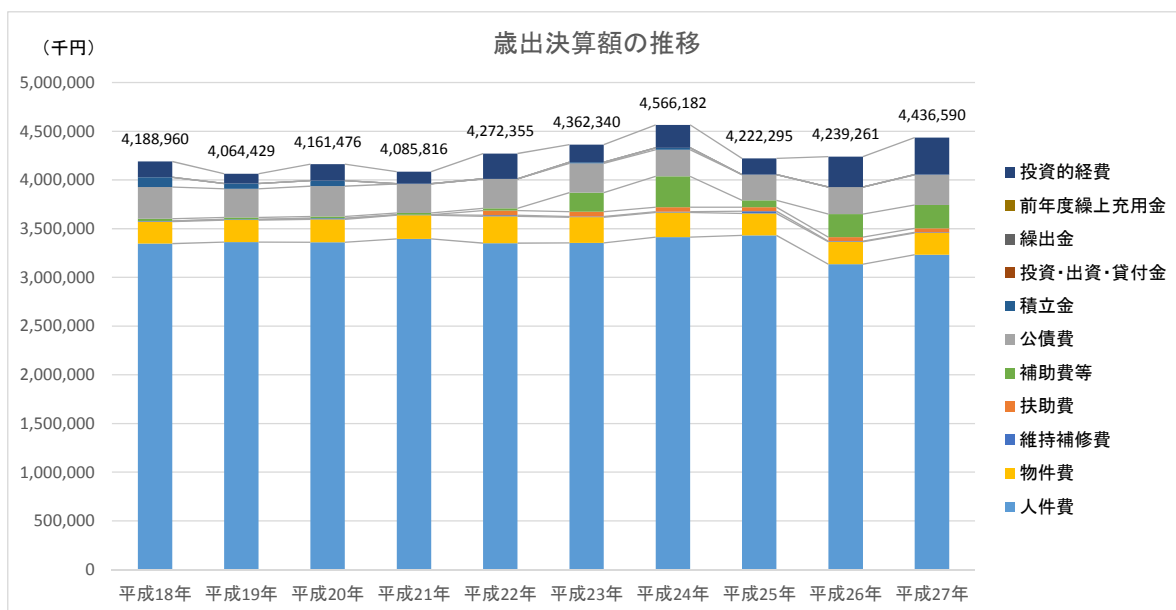
投資的経費は、過去10年間では約1億円から約3.8億円で推移しており、平成26年と平成27年は耐震改修及び増築工事に伴い増加しています。年平均では、約2.9億円/年の金額が充てられています。

今後、消防組合管内の総人口及び生産年齢人口の減少に伴う構成市町の税収の減少により、投資的経費に充てる金額が減少することが想定されます。

【図表】歳出決算の推移(年度別)

(千円)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
人件費	3,345,951	3,362,542	3,360,865	3,393,872	3,351,596	3,353,056	3,411,929	3,429,910	3,135,493	3,232,218
物件費	226,744	225,616	235,073	243,867	275,645	264,601	253,078	225,855	228,573	223,468
維持補修費	5,433	6,999	9,358	4,118	10,401	6,199	10,687	22,819	8,187	7,435
扶助費	0	0	0	0	48,601	51,393	44,415	42,675	40,420	39,830
補助費等	22,797	19,628	20,074	19,787	22,726	194,195	315,781	69,207	238,022	240,133
公債費	326,337	295,127	311,778	297,511	303,494	302,777	274,223	265,327	276,931	310,242
積立金	100,000	53,000	55,982	2,000	131	10,000	21,000	23	562	658
投資・出資・貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資的経費	161,698	101,517	168,346	124,661	259,761	180,119	235,069	166,479	311,073	382,606
合計	4,188,960	4,064,429	4,161,476	4,085,816	4,272,355	4,362,340	4,566,182	4,222,295	4,239,261	4,436,590



4-2. 中長期的な施設の更新費用

(1) 試算条件

消防組合が、現在保有する公共施設は、耐震改修を実施済みまたは新耐震基準後の建物であることから、基本的に耐用年数まで、現況の維持管理及び改修を行っていくこととします。

今後の中長期的な施設の更新費用の試算にあたり、大規模修繕と建替えの周期、耐用年数等については次のとおり設定*しました。

※公共施設更新費用試算ソフト（総務省）に準じて設定

【図表】施設の更新費用の試算条件

項目	内容
試算期間	40年間〔平成30年から平成69年（2018年から2057年）〕
試算条件	現状の消防署所の規模を更新維持していくものとする
更新周期	建物構造・規模に関わらず一定とする 大規模修繕：30年 建替え：60年

(2) 更新費用の試算結果

基本的に耐用年数まで、現況の維持管理及び改修を行っていくものとして試算した結果は、次の通りです。

【図表】建物施設の更新費用予測(現行)

(億円)						
	築31年以上 50年未満 の施設の 大規模修繕	大規模修繕 (更新周期:30年)	建替え (更新周期:60年)	合計 (40年間)	年平均 (40年間)	直近5ヶ年 (H23~27年) の投資的経費 (年平均)
更新費用	2.1	21.3	19.9	43.3	1.1	2.6

試算結果では、今後40年間の更新費用の総額は43.3億円、年平均で1.1億円/年となりました。

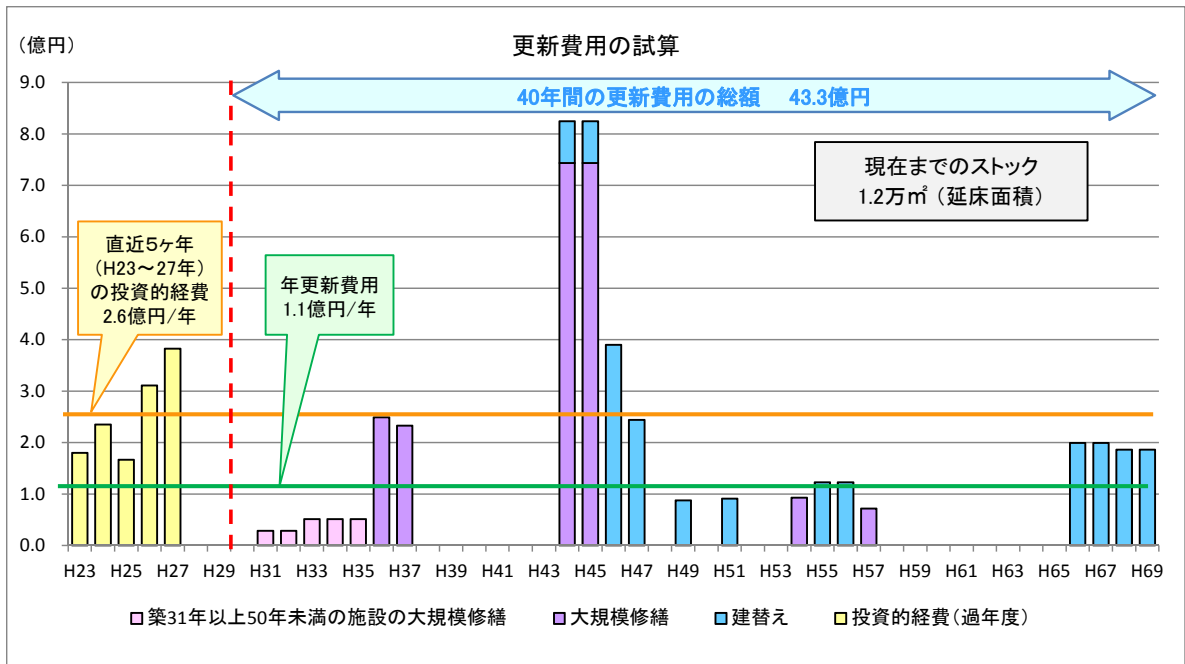
平成23年から平成27年の直近5か年の投資的経費が2.6億円/年*であることから、今後40年の更新費用の総額は、過大にはならない見通しとなっています。

※耐震改修工事を実施していない平成18年から平成21年の投資的経費においても年平均1.4億円/年となっています。

その一方で、平成44年から平成45年には多額の大規模修繕費が発生し、平成46年以降から平成57年にかけては建替えが集中することが予想されます。

このことから、各施設の状態を踏まえた中長期的な改修等を行うとともに、更新費用の平準化を図る必要があります。

【図表】建物施設の更新費用予測(平成30年度～平成69年度)



第5章 消防施設の管理に係る基本的な方針

5-1. 消防施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

消防施設は、地域の消防力を維持していく観点から、計画的に点検や改修等を行い、長寿命化を図る必要があります。

これまでは、機能が損なわれてから改修することが多い傾向にありましたが、施設を長期的に維持していくためには、計画的な改修計画を策定し実施することで、トータルコストの削減に努めることとし、以下のような管理に係る基本的な方針を設定します。

① 点検・診断等の実施方針

- ・ 定期点検や劣化診断等の実施により、施設の状況を把握し、その結果を踏まえ改修及び建替え時期などに反映させていきます。
- ・ 予防保全的な観点から、経年による劣化状況、外的負荷（気象状況、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握します。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 施設の重要性や劣化状況に応じて長期的な視点で優先順位をつけ、計画的に改修・更新を実施します。
- ・ 維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上の課題を把握するとともに、今後の修繕に関する計画の検討に活用します。

③ 安全確保の実施方針

- ・ 点検、診断等により高度の危険性が認められた場合や、老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない施設については、供用廃止後に速やかに解体・撤去するなど、施設周辺の安全を確保します。

④ 耐震化の実施方針

- ・ 平成22年度から平成27年度の耐震改修により、消防組合管内9署所の耐震化はすべて完了しています。今後の施設の管理においても、定期点検や劣化診断等の実施により施設の劣化状況を把握し、耐震性の機能維持に配慮します。

⑤ 長寿命化の実施方針

- ・計画的な保全を行うことによって施設の長寿命化を推進し、トータルコストの縮減と平準化を図ります。
- ・大規模改修時に長寿命化改修を実施することによって、耐用年数の延長を検討します。

⑥ 新設や統廃合の推進方針

- ・署所数は、消防力の現状における充足率 81.8%であることから、本計画期間中、新設による消防力の強化を検討します。
- ・将来の消防需要の変化に応じて、構成市町と十分な調整を図りながら、施設の統廃合や構成市町が保有する公共施設との複合化等についても検討していく必要があります。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・消防組合管内9署所の施設等に関する情報を一元管理していきます。
- ・固定資産台帳や、地方公会計制度の財務諸表などを活用し、データに基づくマネジメントを実施します。

5-2. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 消防施設の現状と課題

- ・消防組合管内には、佐倉市に6署所（消防署2、出張所4）、八街市に2署所（消防署1、出張所1）、酒々井町に1署（消防署1）の4消防署、5出張所、合計9署所の庁舎のほか、訓練塔、倉庫及び車庫等を含めた15棟の消防施設が存在します。
- ・消防組合の施設は、平成22年度から平成27年度にかけて耐震改修工事を実施しており、現在、全ての施設について耐震化が図られている状況です。
- ・消防署所の数は、基準消防力11署所に対して現有消防力9署所であり、充足率は81.8%となっています。
- ・消防車両等の充足率については、はしご自動車、救急自動車、救助工作車、指揮車、非常用消防ポンプ自動車、非常用救急自動車は充足率100%で、化学消防車の充足率が150%となっており、基準台数を満たしています。
- ・消防職員については、基準人員425人に対して現有人員は380人で、充足率は89.4%となっています。

(2) 維持・管理方針

- ・消防組合の施設は、耐震改修工事が実施済みであることから、今後、各施設の点検を行い、その結果に基づいて、各施設の耐用年数を設定していきます。
- ・今後は、既存施設の計画的な点検を実施するとともに、必要な改修等の平準化を図ります。
- ・施設の維持に必要な各種設備についても、計画的に更新等を実施します。